

更生保護施設における SST 実践の現状と課題

—更生保護施設での聞き取り調査をもとにして—

八木原 律 子 久 保 美 紀

1 はじめに—問題の所在

高齢・障害、及び低年齢化の犯罪者の増加や再犯率の増加が指摘されている今日、犯罪者の処遇の見直しが課題になっている。2002年から、罪を犯した者の再犯への悪循環を断ち切るため、自立更生に向けた生活支援法の一つとして、日本更生保護協会は社会生活技能訓練（Social Skills Training = 以下、頭文字で SST と記す）を保護司の研修プログラムに位置づけ、各地でセミナーが開始されてきた。

SST は認知行動療法のひとつで、ものの見方や考え方、行動の改善を図るのに効果的な手法だとされて本省や更生保護協会の指導者研修プログラムにも取り入れられている。SST には社会的ルールや対人上のスキル獲得を目指すことと、これまで矯正施設等の閉鎖された社会生活では学べなかった社会資源の活用方法を含む生活の質を高める学び、集団指導でお互いが体験を通して学習したことが、再犯防止に繋がるとされている。これまでの集団指導は、外部講師を含む指導者の訓話や更生保護婦人会の会員による料理教室などの取り組みに代表されていたが、SST を導入することで更生保護施設に入所している者が、自分自身の自立更生に向けて、社会生活に必要な対人スキルや社会的ルールの過不足を確認し、お互いの生活体験を通して学び合う教育力と生活力を養う目的で広く取り入れられてきた。しかしながら、更生保護施設で

の SST の取り組みは、ここにきて減少傾向、もしくは横ばい状態であるともいわれている。更生保護施設の職員の話に寄れば、「最近では SST セミナーの案内や情報が聞こえなくなったようだ」という。そこにはどのような課題が生じているのであろうか。効果的であるとして SST に取り組んでいる施設の実態はどのような状況にあるのだろうか。2009年に始まった「官」主導の、自立更生促進センターや就業支援センターでも、「更生保護施設」と同じように入所者の指導に SST を取り入れている。そこで指導を実施している保護観察官のセミナーには、SST を用いた対象者への指導、つまり SST の演習が盛り込まれている。矯正施設と違い強制力をもたない更生保護施設の集団指導では、入所者に対するオリエンテーションで SST グループ参加を呼びかけているものの、働きに行く者や求職中の者、休日は自分の時間であると固守する者などで、参加者を募ることに困難を極めているようである。

更生保護施設職員によると入所者の中には、対人行動を伴う社会的スキルやモラルに対する準備が必要不可欠であると気づいている入所者は少ない。また、SST を実施する更生保護施設に対して助成金はあるものの、大半は職員の惜しみないボランティアマインドと努力に委ねられている状況にある。過重労働であっても SST を更生保護施設の行事、もしくはプログラム化

していこうとするのはなぜだろう。

(八木原律子)

2 研究方法

八木原は2012年度に全国104ヶ所の更生保護施設に、SSTの取り組みに関するアンケート調査を実施した。本研究は其中で、直接、聞き取り調査に応じてくれた7ヶ所の更生保護施設の職員に聞き取り調査を行なったものである。SSTを実施していくなかで、各更生保護施設が独自に課題に立ち向かわれたエピソードや支援の状況、抱える課題などを把握し、更生保護施設にSSTがもたらす効果や課題、今後も引き続きSSTを実施していただきたいために、話された課題に若干の提案を試みていくこととする。なお、調査実施にあたって調査協力者への倫理的配慮として、調査の目的、個人情報の保護、結果の活用、データの作成・分析のための記録・録音について、説明し、ご了承いただいた。個人のプライバシー保護には特段の注意を払い、特定の個人が想定されないようにした。

(八木原律子)

3 更生保護施設を取り巻く昨今の動向

更生保護施設の目的は、入所者の地域生活の準備や指導、更生相談、職業あっせん・仕事の定着指導で、自立更生して社会復帰させることが最大の目的となっている。無職者の再犯率は有職者の約5倍であるという統計資料⁽¹⁾が示すように、この状況の改善策として更生保護施設ではハローワークや協力雇用主との連携を深め、有職者で社会に送り出すことを目指している。2009年からは、再犯の回転ドア現象に歯止めをかけ、入所者の自立更生に向けた指導を自立更生促進センターや就業支援センターなどで、「官」の取り組みとして進められている。

一方、こうした自立更生に向けた取り組みと

して、社会福祉の不十分さを指摘する声は多く、その対策として東京地方検察庁は社会復帰支援を本格化し、福祉との連携を強化する意向を示し、福祉に詳しい助言者を配置している⁽²⁾。また保護観察中の少年を、法務省の臨時職員として雇用する段取りを進め、中央省庁が率先してアピールをするなど、民間企業や地方自治体への働きを促している。このことから「官」が主体的に動き出していることを実感できる。

2011年の統計によると、保護観察終了時に無職だった者は、有職者に比べ再犯率は4倍に上がるという結果を受け、就労支援の充実に向けた取り組みが「官」への雇用という形で広がっている⁽³⁾。また、2009年からPFIでは命の大切さを学ぶことなどを目的に、受刑者が盲導犬を育てる試みが始まっている⁽⁴⁾。社会貢献は誰もができるところから始めればよいことではあるが、受刑者に社会貢献するチャンスを示していくことも、今後の自立更生に向けた取り組みになるだろうと伺わせるものである。

(八木原律子)

4 調査の結果

今回の聞き取り調査では、7ヶ所の更生保護施設を訪問し、SSTの取り組みの様子やその内容を伺った。その内容はSSTの実施状況と形態、SSTに関して取り上げた練習課題、SSTのセッションの中で工夫していること、効果と見られる項目、セッション中の進め方に関する課題や疑問、感想などの話を伺った。ただし、施設の概要(大規模と小規模、少年と成人、男子と女子の混合か否かなど)やSSTを実施している回数などは、施設ごとの運営上、統一されているわけではないため、質問項目はできるだけ共通の内容になるように行った。

聞き取りの内容を下記の項目ごとに整理して報告していくこととする。

1) SST の実施状況と形態

今回聞き取りを行った施設では、概ね早くから SST の実施を行っていて月 1 回が多かった。更生保護の目的は、働いて自立更生のための準備が主に考えられているため、普段の日は労働時間や求職時間として確保されていて SST の実施日は土曜、日曜に集中していた。グループ運営では、①外部講師を導入している場合は、近くの大学教員やそのゼミ学生がボランティアとして参加していて職員と一緒に実施する② SST の実施当初は専門家の指導で実施していたが、現在は職員が実施している③最初から各地の SST セミナーに参加して、全職員が輪番で実施するなど、SST 実施に向けての体制作りの工夫が伺われた。また、入所者への呼びかけにはどの更生保護施設も苦勞されているようで、当日の全館放送で呼びかけたり、誰もが目にする場所の掲示板で予定を知らせたり、更生保護施設入所のオリエンテーションで「SST は施設の行事の一つ」と伝えられているなど、工夫されていた。

SST が更生保護施設に普及され始めた 2000 年代初期は、どの施設も集団による実施であったが、現在は大規模な更生保護施設は入所者を一同に集めて実施するには不適切だとして、入所したばかりの者や未就労者に限定した就労支援に関する SST を実施していたり、集団ではなく個人 SST を中心に実施するなどの工夫がみられた。

2) SST の流れ

SST の基本は、「忙しそうにしている現場では、仕事の確認はどうしたらよいの?」「酒の誘いを断るには、どう伝えると良いだろう」など、入所者から生活上の課題を提案してもらって、グループでその対処方法を探り、提案された対処方法の中から実際に自分のできそうな行動を

取り上げてリハーサルすることにある⁽⁵⁾。しかし、必ずしも入所者が積極的に課題を提供してくれるとは限らない。更生保護施設によっては、職員同士が輪番で担当して実施されていることもあり、職員による訓話や失敗談などを話題として提供しつつ「…の場合はどうしますか」など、SST のセッション⁽⁶⁾にこだわらずに進めている施設も見受けられた。

3) SST で取り上げた内容

A：就職に関する課題

【準備】

更生保護施設の目的が入所者の自立更生に向けて支援することから、仕事に関する内容が多く、聞き取りを行った全更生保護施設で取り上げられていた。働くための準備として取り上げられる課題には、「履歴書の書き方」「受刑中の空白部分の説明をどうしたらよいか」などの相談が持ち上がる。罪を犯したことへの二重、三重の差別と偏見があることを意識していることは、仕事に就くことの困難さを物語っている。たとえ協力雇用主の会社へ就職する場合でも、周囲の従業員に向けて、いつ、本当のことを伝えようかとストレスになることも多いと聞く。

面接に臨む服装も「普段の格好でいいです」といわれたことを真に受けて、「ジーンズに T シャツ、サンダル履きで行ったら断られた」と仕事が見つからないで落ち着かない入所者がいる。こうした服装一つにしても社会の常識から伝えていく必要があると施設職員はいう。また、ハローワークの専門窓口で相談に応じてもらえるようになったが、斡旋してもらえた企業への面接予約は入所者が行なうこととなっていて、入所者の電話の応対を聞きながら、敬語の使い方や伝える内容が不明瞭である場合も多く、顔が見えない電話対応を練習する必要性を感じると話される。もちろん入所者の中には就

職・離職の経験者や適切な対応のできる者がいるので、モデルとして他の入所者の練習を助けることも実施されている。

【職場】

就職が決まり働き出したら、仕事上のトラブルより従業員とのコミュニケーションで悩むことが多い。例えば、「従業員同士が話している輪に参加する」「作業上の確認の仕方」「休みや遅刻をした場合の連絡の仕方」「酒の誘いを断る方法」「金銭の貸し借りを断る場合」「仕事上で忙しそうなお客の手伝いを行ったり、相談に乗ってもらえたときに感謝の気持ちを伝える」など、総じてコミュニケーションのとり方が相手の状況に合わせた、その場にふさわしい行動ができるように、職員には指導していくための工夫が要求されていると話される。

【退所を前提に】

自立更生に向けて目標額が貯蓄できたら、次にはアパート探しなど、対社会との直接的な係わりが生まれてくる。こうした内容を入所者から提案されると、職員も SST による実施が容易となるが、提案されないことが多いという。そうすると職員から起こりうる課題や社会資源の活用法などを想定した練習課題を用意することになると話される。例えば、「アパート探しに必要な不動産屋との交渉の仕方」や「保証人のこと」など、生活に直結している課題を用意することになる。

B：生活支援

入所者は、原則、個室が与えられているが風呂・食堂・洗面所など共同使用室も多く、時間や順番、あいさつなど年齢に応じた対応が必要となる。入所者の中には幼少時に親の育児放棄や虐待を受けてきた者や学校でのいじめで不登校など、集団に馴染めないで過してきた者もいる。SST は対社会で学習する時期を逃した者への再学習の意味も込められている。入所者同士

で交わすあいさつや集団生活に必要な施設内ルールなどを遂行する際にみられる、小さなトラブルは絶えないと聞く。特に金銭がからんでくると複雑化するため、金銭の貸し借りを禁止している更生保護施設が多い。従って、SST の練習課題もこうした入所中のでき事を題材とした対人スキルの練習となることが多い。また、少年を対象としている更生保護施設では、親子関係の修復に力を貸していて、遠くから面会にきてくれた家族と入所者がゆっくりと語れるように、施設内に設置された部屋で宿泊もできるような配慮がされている。「久しく会っていない親とどのように会話したら良いのか分からない」と真剣に悩む入所者もいれば、尋ねてきた親が子の働いた金を無心するといった場合もあり、施設職員には親への直接指導を行う権限がないと更生保護の難しさを指摘される。また、コミュニケーションの基本中の基本として、SST で取り上げる課題を「あいさつ」に終始する施設もある。

2009年から更生保護法の改正で、指定更生保護施設⁽⁷⁾では、少年施設であっても高齢・障害者が入所されていて、共同生活の難しさもあるが、高齢・障害者の姿を見ながら共生社会のあり方を各入所者が学べることとなり、相互支援のあり方を入所中に学べるメリットは大きいと話された。

4) SST 実施上の工夫

2) でも取り上げたが、更生保護施設のプログラムは任意参加なので、入所者の参加が少なく、「SST は施設の行事です」と伝えて参加を促されていたり、職員が全員参加（この日、非番であっても参加）で臨んでいたりと、入所時のオリエンテーションで生活に必要なチェックリストを用意し、チェックの多い項目を職員間の話し合いでテーマを決めて取り組み、SST 参

加の出欠カードにスタンプで押印するなど、さまざまな工夫がみられた。

プログラム参加は任意であるとしても、入所者にとっては半強制に近いのではないだろうか。葛藤を繰り返す職員もいた。一方、集団プログラムとして立ち上げず、生活上はあいさつが基本なので朝のあいさつを徹底して指導し、個別対応で就職面接のリハーサルなどを行っている更生保護施設もあった。更生保護施設の中には地域清掃に参加することで、地域住民と触れ合うことが SST の実践学習の場であるとして、清掃に参加することを奨励していた。

また、SST が行事の一つということで参加を促している更生保護施設も、単独のプログラムでは集まりにくい清掃+SST+更生保護婦人会による料理会と、1日のうちに連続してプログラムを組み合わせる参加率を上げている更生保護施設もあった。さらに、個別対応の必要な入所者には、別途働きかけを行うという丁寧な指導を設けている施設もあった。

5) 考えられる SST の効果

こうしたなかで、短時間でも「あいさつができるようになってきた」「人の話を注意して聴けるようになった」「人前で話ができるようになった」「ロールプレイでリハーサルを持ったことが本番の面接で役立った」など、直接的に練習の成果を報告してくれる入所者がいて、それに伴い施設内生活も安定して「相手の事を思いやるようになった」「当番の仕事が理解できるようになった」など、SST 実施の成果が直接聞けるようになったという報告があった。生活環境が整い始めると気持ちにゆとりができるのか、あいさつも自然に出てくるようになったなど、効果が示されている。こうした効果を伺うことから SST 単独の効果というよりは、施設内で実施されている集団生活による学習が包

括的に活かされているからだといえる。

6) SST 実施上の問題や課題

【入所者に見られる課題】

更生保護施設は入所期間が3～4ヶ月長くても6ヶ月程度という短期間で、しかも入所時期は一斉ではない。入所希望者があると保護観察所から連絡があれば、矯正施設に職員が面接に行き、マッチングを図ることから始められる。面接の時点では SST グループへの参加に承諾していた入所者も、自立に向けた就職活動や働き始めると参加が難しくなるようだ。特に社会的スキルの低い者ほど、参加しづらいという傾向も語られた。また、入所者の能力の差は仕方がないとしても、共同生活を営む以上、社会的ルールやマナーの学習は欠かせない。入所者同士が教え合うという光景も見られるが、「自分は自分、他人は他人」といった他者配慮に欠ける傾向が見られるという。総じて少年の中にはロールプレイを恥ずかしがって体験しづらい者も出てきたり、オチャラける少年もいる。そこで、SST のグループに参加してきた入所者には、参加自体をまずほめると話された。

【職員にみられる課題】

最も深刻なのは、職員間の SST に関する共通理解が得られにくく、SST グループにかかわっている職員だけに実施を押し付けてしまう傾向があるという。わが国では SST が精神科領域から広まってきたという経緯から、「SST = 病人の治療法」という構図が更生保護施設の一般的な理解のようで、拒否される職員も多いと聞く。「SST の理論的な理解が浸透すれば、溝が解消されるのではないかと、SST を理解している職員はいう。更生保護施設で SST の活用は不適切であるとする職員と、SST が効果的と信じる職員との間で葛藤が生じているように感じ取れた。

また、職員の役割が不明瞭という意見では、SST になると休みにもかかわらずボランティア参加であることから、通常勤務とボランティア参加との業務保障の違いなどが生じているようである。慎重を迫られるところである。

SST は難しいと感じている職員も多いようで、管理者の中には地域の SST 研修に参加させたいが予算上の壁が立ちだかる現実に、入所者指導と運営管理との狭間でジレンマを抱えていた。

7) 今後に向けて

SST は入所者の休息時間帯に実施されているため、自由時間を拘束されたくないとする入所者と役立つから参加を促したい施設側との葛藤が見られる。民間から始まった SST 導入も、効果があると期待する「官」に、具体的な指示を必要としている更生保護施設職員がいる。強制力はないけれど、参加を促す良い方法を「官」が教示していくことや、外部講師への謝金等の資金の補助やセミナーに参加する職員の配慮など検討が急がれるところである。(八木原律子)

5 考察

入所者と社会を媒介する役割を担っている更生保護施設で、援助道具である SST の活用の実際について聞き取り調査を行った結果、見えてきたことを述べたい。

まず、今回の調査に協力してくださった施設では、限られた職員体制と予算、短期間の援助という状況のなかで、SST を有効に活用するべく、さまざまな工夫をなさっていることがわかった。また、一方の当事者である入所者が SST 実践の効果を実感していることがうかがえた。

更生保護施設入所時に SST への参加を推奨し動機づけを高める、ほかの行事と組み合わせ

るなどして、入所者の自発的参加を促している。更生保護施設の機能は、就労指導、生活指導、金銭管理指導、対人関係に関する指導に加え、福祉や医療サービスの利用への橋渡しなど、多岐にわたる。これらの指導・援助が相互に関連しているのはいうまでもないが、そのなかで、就労自立にむけての指導・援助に力点がおかれるのが通常である。したがって、SST の課題に主に挙げられるのは就労に関することになる。就労をひとつの軸にしなが、社会生活を送っていく上での課題に取り組み、自分が思ったこと、感じたことを言語化することをおして、自己を肯定的にとらえ、今後の生活を具体的にイメージし、未来図を描いていく作業につなげている。それは、職場や地域社会での対人関係のもちかた、具体的な生活環境を整え、日常生活を組み立てていく過程など、忘れていたスキルを思い出すことでもある。また、外部講師やボランティアなど、社会資源の活用がなされており、地域における支援ネットワークを構築していることがうかがえる。これは職員の負担軽減になるが、入所者が地域住民と触れること、それ自体が入所者の生活空間を拡大し、他者と共同する機会になっているといえよう。

次に、グループを活用した SST が基本であるが、入所者の参加が物理的にも困難な場合もあり、個別面接の場面で活用していることである。前田ケイは、SST のさらなる充実のために、「ひとり SST を活用する」ことを提案している⁽⁸⁾。個人面接のなかで、認知的・行動的な学習を助ける「ひとり SST」をグループ SST と組み合わせて活用するのである。面接のなかでロールプレイを取り入れると、入所者のニーズに即応したりハースルをすることができる。グループ SST には、メンバー同士の相互作用のなかでよい変化が生まれ、他のメンバーの

行動を観察することを通して、新しい行動パターンを獲得することができるなどの意義がある。しかしながら、更生保護施設の入所期間が概ね6ヶ月以内という制約のなかで、一度もグループSSTを体験しないで退所する場合もある。また、入所時期が特定されているわけではないため、入所者の処遇段階に適合したプログラムを用意する上で、ひとりSSTは有効であろう。ひとりSSTでの成就体験をきっかけにして、グループSST参加につながることも期待される。入所時に更生計画書を作成するが、そのなかに、SSTの課題を組み込んでいけば、より効果的であると思われる⁽⁹⁾。グループSSTであれ、ひとりSSTであれ、個別的援助が原則なのである。

加えて、SSTを援助道具として有効活用するための課題として、入所者の動機づけの一方で、職員間で、SST活用の意義についての共通理解を得て実践していくことが挙げられる。職員の教育的背景・経歴は多様であるが、それを強みにして連携していくことがSSTのプログラムの発展につながるのではないだろうか。そして、職員の研修の機会を確保することが重要であろう。そのためには、行政側の責任として、個々の施設の自助努力に頼るのではなく、適切な人員配置と予算措置が不可欠である。そして、施設が独自に構築してきた地域ネットワークを活かしながら、関係機関・専門職との連携を深めていくことが求められる。(久保美紀)

6 おわりに

1990年代半ばにSSTが更生保護施設に導入されて以降、2000年に職員の研修が実施され、その後、更生保護施設を対象にしたマニュアル⁽¹⁰⁾、さらに、保護司を対象にしたマニュアル⁽¹¹⁾が作成されている。更生保護において、SST活用に対する期待の高さがうかがえる。

2011年度にSSTを導入している更生保護施設は42ヶ所であり、施設全体(104ヶ所)の4割程度である⁽¹²⁾。この数字をどう捉えるか。今回の調査で、実施している施設の状況の一端を把握することができた。その一方で、実施しない背景は何か、どのような条件が整えば実施できるのか、今回の調査結果に学びながら検証していかなければならない。

2002年の更生保護事業法等の一部改正により、社会内処遇の場として、更生保護施設は宿所と食事の提供にとどまらず、処遇施設として位置づけられた。入所者であるうちは、入所時から退所時までの変化を確認しながら段階的に援助していくことができるが、更生保護施設の性質上、退所後のフォローアップが困難である。入所者にとって、更生保護施設が社会で生きていく力をつける最後の砦ともいえる。もちろん、SSTは万能薬ではなく、更生保護施設の機能をより効果的に果たすための道具のひとつであることはいうまでもない。入所者と職員がSSTに協働作業で取り組み、入所者自身がSSTの効果を実感しなければ、SSTは有効な道具足りえない。今後は、入所者本人を巻き込み、SST実践の蓄積をとおして、SSTの有効性を検証していきたい。(久保美紀)

【付記】

最後になりましたが、調査の趣旨をご理解くださり、ご協力くださった職員のみなさまに感謝いたします。

【注】

- (1) 平成24年版犯罪白書「第7編刑務所等の社会復帰支援第2章1節 7-2-1-6図」http://hakusyol.moj.go.jp/nfm/n_59_2_7_2_1_2.html 2013年9月26日閲覧
- (2) 2013年4月15日付け 社会福祉新聞記事『被疑者段階の支援充実』

- 全国社会福祉協議会 (2013)「権利擁護・虐待防止白書2013 特集 罪を犯した人を地域で支える」pp.1-50
- (3) 2013年 5 月10日付け 日本経済新聞夕刊
- (4) 2013年 7 月 1 日付け 社会福祉新聞
- (5) 認知行動療法の一つであるSSTは、認知に働きかけるだけでなく、行動にも働きかけることが特徴で、ロールプレイ (行動リハーサル) と呼んでいる。
- (6) SSTの進め方は、 1) 練習する課題を決める 2) 場面を作って1回目の練習をする 3) 良かったところをほめる 4) 更によくする点を考える 5) もう一度改善点を加えて練習する 6) 必要ならばお手本を見る 7) よくなったところをほめる 8) チャレンジ課題を決める 9) 現実場面で実行してみる 10) 結果報告をする、という順におこなうが、エッセンス (良かったところをほめる、さらに練習して) を重点的に取り入れていることもある。
- (7) 高齢・障害等により、特に自立が困難な矯正施設出所者等を受け入れ、円滑に福祉等へ移行される取り組みを担う。
- (8) 前田ケイ (2006)「SSTが更生保護施設の処遇法として定着するために」『犯罪と非行』No. 147、pp.10-11。
- (9) 同上、pp.11-12。前田は、処遇段階を意識した練習課題を利用者に提案することを提起している。
- (10) 日本更生保護協会編 (2003)『生活する力をつける：更生保護施設におけるSSTマニュアル』日本更生保護協会。
- (11) 前田ケイ (2011)『生きる力をつける支援のために：保護司面接のためのSSTマニュアル』日本更生保護協会。
- (12) 法務省法務総合研究所編 (2012)『平成24年版 犯罪白書』日経印刷、p.251。